

JIRAコンプライアンス勉強会

～公正競争規約 事例研究～ 寄付について



寄付

1

大学基盤整備事業への寄付について

2

大学附属病院が募集する周年事業への寄付について

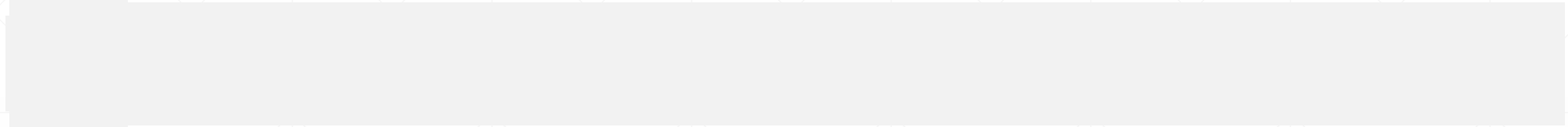
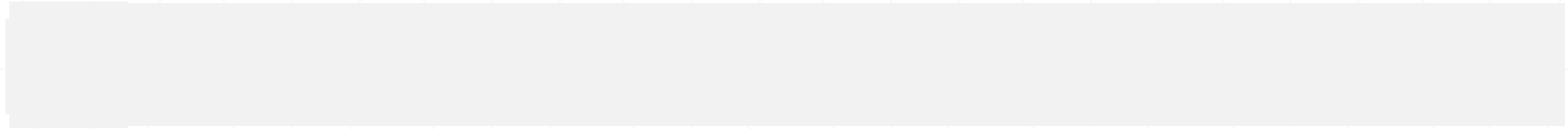
3

大学が行う記念事業に用途を指定して寄付することについて

寄付

1

大学基盤整備事業への寄付について



質問 1

大学整備基盤事業への寄付について

取引先の医科大学より、大学の新校舎建設等を目的とする大学基盤整備事業への寄付の要請を受けました。

当該医科大学のホームページには、当該寄付の目的に附属病院の増改築等が含まれると読み取れる記載がありました。

一方、入手した趣意書にはそのような記載は一切ありませんでしたので、**趣意書の内容をもって寄付金の拠出は制限されないという判断でよろしいでしょうか。**



大学整備基盤事業への寄付について

質問
1

趣意書の内容をもって寄付金の拠出は制限されないという判断でよろしいでしょうか。



ご相談のように、医科大学のホームページの記載内容と、趣意書の記載に齟齬や不明点がある以上、

本件寄付金が規約で制限されない大学に対する教育支援を目的としたものという
断定はできません。

したがって、本件の寄付金の使途等が明確に分かる予算書等の資料を大学から入手した上で、

改めて運用基準の 5 要件をすべて満たしているのか否か、適切な判断が必要になります。



質問
1

趣意書の内容をもって寄付金の拠出は制限されないという判断でよろしいでしょうか。



規約運用基準「Ⅱ - 2 寄付に関する基準」の第 3 の 3 「大学が行う事業に附属病院の増改築等が含まれる場合」では、「大学の主たる設立目的は教育・研究にあり、その基盤整備を図る目的で大学が行う事業に対する寄付は、原則として、規約で制限されない。」としています。

その上で、附属病院を有する大学が行う事業に附属病院の増改築等が含まれている場合であっても、5 要件を全て満たせば、公益目的のための金銭の提供とみなされ、

医療機器の取引を不当に誘引する手段には当たらず、**規約で制限されない**としています。



解説 1 - 2

大学が行う事業に附属病院の増改築が含まれている 場合の5要件

- 1 寄付の要請が大学からの正規のものであり、真に、その受入先が大学の経理部門であること。
- 2 附属病院の増改築等が当該事業の一部であること。
- 3 募集する寄付金額の総事業費用に占める割合が適正であること。
- 4 寄付を広く一般にも募っていること。
- 5 決算報告を受け、拠出した寄付金が適正に使用されたことを確認できること。

5要件



判断が迷う場合は、当協議会に相談してください



寄付

2

大学附属病院が募集する周年事業への寄付について

質問 2

大学附属病院が募集する周年事業への寄付について

大学病院より開院 50 周年記念事業に対する寄付募集がありました。
趣意書によると、記念事業の内容として、病院施設の整備事業や 50 周年記念誌の発行が挙げられていますが、募集元は大学附属病院（院長名）となっています。

規約上、大学が行う周年事業に附属病院の増改築等が含まれる場合は、寄付が可能なケースがあると理解していますが、大学附属病院が行う周年事業であっても寄付募集に応じることはできるでしょうか。



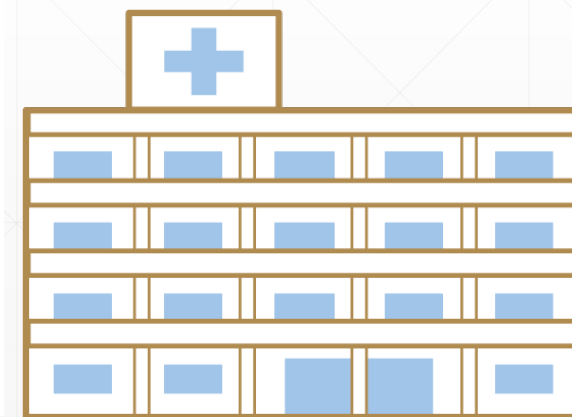
回答 2

質問 2

規約上、大学が行う周年事業に附属病院の増改築等が含まれる場合は、寄付が可能なケースがあると理解していますが、大学附属病院が行う周年事業であっても寄付募集に応じることはできるでしょうか。

ご相談の事例は、附属病院の開院 50 周年の記念事業に対する寄付であり、附属病院（院長名）で寄付が募集されていることから、大学が行う事業とみることはできず**規約で制限されます。**

附属病院（院長名）



寄付

3

大学が行う記念事業に用途を指定して寄付することについて

質問 3

大学が行う記念事業に用途を指定して寄付することについて

大学が創立 1 0 0 周年記念事業として以下の寄付を募集しています。

- (1) 大学キャンパスの施設整備事業
- (2) 創立 1 0 0 周年記念講堂の設置
- (3) 附属病院の増改築事業

本件寄付については、事業者が寄付金の用途を指定できるとのことで、弊社は上記 (3) の附属病院の増改築事業以外の用途を指定して寄付を行うことを検討しています。

このようなケースは、規約の制限を受けないと考えていますがいかがでしょうか。

なお、趣意書には「寄付の指定ができたとしても、他の用途にも使用される場合がございます」との記載がありました。



回答3

大学が行う記念事業に用途を指定して寄付することについて

質問 3

本件寄付については、事業者が寄付金の用途を指定できるとのこと、弊社は上記（3）の附属病院の増改築事業以外の用途を指定して寄付を行うことを検討しています。

このようなケースは、規約の制限を受けないと考えていますがいかがでしょうか。

ご相談のケースの寄付は、寄付金の用途を指定することができ、貴社は「附属病院の増改築事業」以外の用途を指定することです。

このように、附属病院の増改築等以外の事業に寄付金の用途を指定することが可能であって、かつ、寄付の申込書等において当該用途の指定や費用の内容が明確にされるのであれば、**一定の要件が満たされているため、規約で制限されません。**

しかしながら、今回の場合、「寄付の指定ができたとしても、他の用途にも使用される場合がございます」との記載がある場合は用途を指定したことにはならないため、寄付に応じることはできません。



質問
3

本件寄付については、事業者が寄付金の用途を指定できるとのこと、弊社は上記（3）の附属病院の増改築事業以外の用途を指定して寄付を行うことを検討しています。

このようなケースは、規約の制限を受けないと考えていますがいかがでしょうか。

病院の増改築が含まれている場合での判断のポイント

一般的には附属病院の増改築が含まれていたとしても記念事業の一部であるため、寄付に応じることは可能

ただし、収支計画書を確認し、増改築に充てられる費用が適切な割合であるかの判断が必要

また、寄付金の用途を指定することができる場合、寄付指定を明確に確認できることであれば、寄付に応じることは可能であり、収支計画書にて増改築の費用の割合を確認しなくても寄付に応じることができる



質問
3

本件寄付については、事業者が寄付金の用途を指定できるとのこと、弊社は上記（3）の附属病院の増改築事業以外の用途を指定して寄付を行うことを検討しています。

このようなケースは、規約の制限を受けないと考えていますがいかがでしょうか。

今回の場合

趣意書で用途を指定できるとしていても、「指定された寄付金が他の用途にも使用される可能性がある」との記載があります。

事業者が「大学キャンパスの施設整備事業」への寄付として指定したにもかかわらず、それ以外の「附属病院の増改築事業」にも使用されることが否定できないため、収支計画書にて増改築の費用の割合を確認せずに安易に寄付用途を指定することだけでは寄付に応じることはできません。

また、収支計画がなく病院設備費用にどのくらい使用されるのかが不明であり、大学が行う記念事業に附属病院の増改築等が含まれる場合の寄付としてその可否を判断することもできないため、**現段階ではこの寄付に応じることはできません。**

まとめ 今回ご説明した大学附属病院の増改築に伴う寄付について

- 1** 寄付金の使途等が明確に分かる予算書等の資料を大学から入手した上で、改めて上記運用基準の5要件をすべて満たしているのか否か、適切な判断が必要になるケース
- 2** 病院施設の整備事業や50周年記念誌の発行が挙げられていますが、募集元は大学附属病院（院長名）であるケース
- 3** 大学が行う記念事業に使途を指定して寄付することが可能なケース

5要件



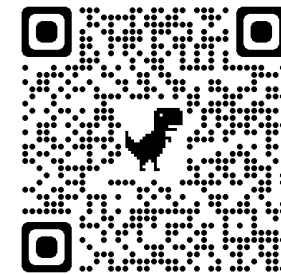
公取協へ必ず相談するようにしてください

ご視聴
ありがとう
ございました



検索

JIRA公正取引



JIRA公正取引推進委員会へ
ご参加をお待ちしています。

JIRA

一般社団法人 日本画像医療システム工業会
Japan Medical Imaging and Radiological Systems Industries Association